

子どもが飲んでしまった！ お酒の置き場所に注意



【事例】

夕食後、家事をしていたところ、家族が飲み残した赤ワインを10カ月の娘が飲んでいた。

少し顔が赤くなり、ぐったりしていたので病院へ連れて行き受診した。

(子どもサポート情報より)

- ✓ 家庭内で大人が飲んでいたアルコール飲料を子どもが飲んでしまったという事故が報告されています。特に子どもの場合、アルコールの摂取量によっては深刻な事故につながる恐れがあるので注意が必要です。
- ✓ クリスマスパティーや帰省など親族や友人が集まって飲酒するときも、子どもと一緒にいる場所では、アルコール飲料を置く場所に気をつけて、子どもの動きに注意を払いましょう。
- ✓ アルコール飲料を飲んだと疑われるなど、心配な場合は医療機関を受診しましょう。休日や夜間の場合は、こども医療電話相談（全国同一の短縮番号#8000）で相談できます。



通信

12月
vol.122

役場町民課

消費生活センター

☎27-1958(直通)

※来所の際は事前にお電話頂けると確実です



多重債務者相談強化キャンペーン 2020

多額の借金で悩んでいませんか？

1人で悩まず、借金問題解決への相談窓口ぜひご相談ください。
きちんとした手続きをとれば、多重債務は解決できます。まずは相談窓口へ。

財務省関東財務局新潟財務事務所多重債務相談窓口

025-281-7508 (直通)

新潟県新潟市中央区美咲町1-2-1 新潟美咲合同庁舎 2号館 9階

※ 新潟財務事務所での面談相談も可能です。(事前予約制)

※ 消費生活センターでもご相談を承っています。

10月相談受付状況

件数	主な相談内容
19件	寝具の訪問販売・サプリメントの定期購入・不審な国際電話・迷惑メール・賃貸契約

ひとこと

去年の消費生活通信「サンタさんのためのインターネット通販講座」で通販サイトには業者が仕組んだ“サクラレビュー”もあることに触れましたが、大手通販サイトが扱うレビュー欄にわざと悪い内容を書いて競合他社の信用を傷つけたとして、今年4月福岡簡裁が会社役員に名誉棄損罪で罰金20万円の略式命令を出しました。サクラレビューはまだ横行しています。今年のサンタさんも慎重に！